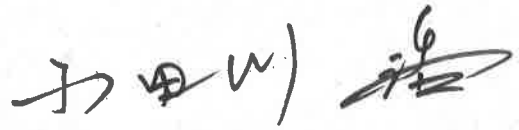


つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第 25 号

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例（平成 25 年つくばみらい市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。